

町田市保育運営費徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保育運営費徴収条例の一部を改正する条例

第1条 町田市保育運営費徴収条例（平成14年12月町田市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考 この表の適用については、規則で定めるとおりとする。

第2条 町田市保育運営費徴収条例の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表(第3条関係)

徴収基準額表

(月額)単位：円

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(児童単位)						
		3歳未満児			3歳以上児			
階層区分	定義	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0	
B 1	A階層及びD階層を除く世帯で、市町村民税が非課税(ひとり親世帯等に限る。)	0	0	0	0	0	0	
B 2	市町村民税が非課税(ひとり親世帯等を除く。)	1,500	750	0	1,300	650	0	
C 1	均等割のみ課税	4,400	2,200	0	3,800	1,900	0	
C 2	所得割の額が12,000円未満	5,300	2,650	0	4,600	2,300	0	
C 3	所得割の額が12,000円以上	6,300	3,150	0	5,600	2,800	0	
D 1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯で、その所得税の額が右の区分に該当する世帯	3,000円未満	7,500	3,750	0	7,100	3,550	0
D 2	3,000円以上6,000円未満	9,700	4,850	0	8,600	4,300	0	
D 3	6,000円以上15,000円未満	12,900	6,450	0	10,100	5,050	0	
D 4	15,000円以上30,000円未満	16,400	8,200	0	12,300	6,150	0	
D 5	30,000円以上45,000円未満	19,200	9,600	0	14,200	7,100	0	
D 6	45,000円以上60,000円未満	22,300	11,150	0	16,000	8,000	0	
D 7	60,000円以上75,000円未満	25,100	12,550	0	17,600	8,800	0	
D 8	75,000円以上90,000円未満	27,900	13,950	0	19,400	9,700	0	
D 9	90,000円以上112,000円未満	29,700	14,850	0	20,400	10,200	0	
D 10	112,000円以上139,000円未満	31,500	15,750	0	21,400	10,700	0	
D 11	139,000円以上170,000円未満	34,200	17,100	0	23,000	11,500	0	
D 12	170,000円以上207,000円未満	36,600	18,300	0	24,500	12,250	0	
D 13	207,000円以上251,000円未満	39,100	19,550	0	25,800	12,900	0	
D 14	251,000円以上295,000円未満	41,400	20,700	0	27,100	13,550	0	
D 15	295,000円以上340,000円未満	43,600	21,800	0	28,600	14,300	0	
D 16	340,000円以上410,000円未満	45,800	22,900	0	30,300	15,150	0	
D 17	410,000円以上490,000円未満	48,000	24,000	0	31,600	15,800	0	
D 18	490,000円以上595,000円未満	50,500	25,250	0	33,100	16,550	0	
D 19	595,000円以上700,000円未満	53,000	26,500	0	34,700	17,350	0	
D 20	700,000円以上805,000円未満	55,500	27,750	0	36,400	18,200	0	
D 21	805,000円以上1,000,000円未満	58,000	29,000	0	36,800	18,400	0	
D 22	1,000,000円以上	58,800	29,400	0	37,200	18,600	0	

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 5 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表(改正後)

第1条による改正
別表(第3条関係)
徴収基準額表

__部分は改正部分

(月額)単位：円

略

備考 この表の適用については、規則で定めるとおりとする。

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表(改正前)

第1条による改正
別表(第3条関係)
徴収基準額表

__部分は改正部分

(月額)単位：円

略

備考

1 この表に掲げる徴収金基準額の適用については、次に掲げるとおりとする。

(1) 町田市保育の実施に関する条例の規定により保育を実施する保育所に入所している児童(以下「入所児童」という。)が同一世帯に1人属する場合にあっては当該入所児童は1人の欄に掲げる額を適用し、2人以上属する場合にあっては年齢の高い者から順に数えて1人目の入所児童は1人の欄に掲げる額を、2人目の入所児童は2人の欄に掲げる額を、3人目以降の入所児童は3人以上の欄に掲げる額を、それぞれ適用する。

(2) 前号の場合において、同一世帯に入所児童のほか、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条及び附則第6条に規定する幼稚園に在籍する児童、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園に在籍する児童、学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部(特別支援学校幼稚部)に在籍する児童、法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している児童又は法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する児童が属するときは、入所児童が、当該世帯におけるこれらの児童のうち最も年齢の高い児童から順に数えて1人目の場合は1人の欄に掲げる額を、2人目の場合は2人の欄に掲げる額を、3人目以降の場合は3人以上の欄に掲げる額を、それぞれ適用する。

2 3歳未満児、3歳児及び4歳以上児とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 3歳未満児とは、保育の実施がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

(2) 3歳児とは、保育の実施がとられた日の属する月の初日において4歳に達していない児童(前号に掲げる児童を除く。)をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなす。

(3) 4歳以上児とは、保育の実施がとられた日の属する月の初日において4歳に達している児童をいう。

3 均等割とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、所得割とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。

(1) 地方税法第314条の7(寄附金税額控除)

(2) 地方税法第314条の8(外国税額控除)

(3) 地方税法附則第5条第3項(配当控除)

(4) 地方税法附則第5条の4第6項(市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)

4 所得税の額とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額(扶養控除にあっては、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法第2条及び第84条第1項の規定を適用して計算した額)をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)(寄附金控除)

- (2) 所得税法第92条第1項(配当控除)
 - (3) 所得税法第95条第1項、第2項及び第3項(外国税額控除)
 - (4) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項並びに第41条の2(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除)
 - (5) 租税特別措置法第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)
 - (6) 租税特別措置法第41条の19の2第1項(住宅耐震改修特別控除)
 - (7) 租税特別措置法第41条の19の3第1項及び第2項(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除)
 - (8) 租税特別措置法第41条の19の4第1項及び第2項(認定長期優良住宅の新築等をした場合の特別控除)
 - (9) 租税特別措置法第41条の19の5第1項(電子証明書等特別控除)
 - (10) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)
- 5 ひとり親世帯等とは、次の各号のいずれかに該当する世帯(第1号に掲げる世帯を除き、児童の祖父母が扶養義務者に該当するときは、世帯員とみなして適用する。)をいう。
- (1) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの属する世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象児の属する世帯
 - (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯
 - (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
- 6 保育を受ける児童が月の途中で入所し、又は退所したときは、当該月分の保育料を徴収する。

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表(改正後)

第2条による改正

__部分は改正部分

別表(第3条関係)

徴収基準額表

(月額)単位：円

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(児童単位)					
		3歳未満児			3歳以上児		
階層区分	定義	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0
B 1	A階層及びD階層を除く世帯で、前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	0	0	0	0	0	0
B 2	市町村民税が非課税(ひとり親世帯等に限る。)	0	0	0	0	0	0
B 2	市町村民税が非課税(ひとり親世帯等を除く。)	1,500	750	0	1,300	650	0
C 1	均等割のみ課税	4,400	2,200	0	3,800	1,900	0
C 2	所得割の額が12,000円未満	5,300	2,650	0	4,600	2,300	0
C 3	所得割の額が12,000円以上	6,300	3,150	0	5,600	2,800	0
D 1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯で、その所得税の額が右の区分に該当する世帯	7,500	3,750	0	7,100	3,550	0
D 2	3,000円未満	9,700	4,850	0	8,600	4,300	0
D 3	3,000円以上6,000円未満	12,900	6,450	0	10,100	5,050	0
D 4	6,000円以上15,000円未満	16,400	8,200	0	12,300	6,150	0
D 5	15,000円以上30,000円未満	19,200	9,600	0	14,200	7,100	0
D 6	30,000円以上45,000円未満	22,300	11,150	0	16,000	8,000	0
D 7	45,000円以上60,000円未満	25,100	12,550	0	17,600	8,800	0
D 8	60,000円以上75,000円未満	27,900	13,950	0	19,400	9,700	0
D 9	75,000円以上90,000円未満	29,700	14,850	0	20,400	10,200	0
D 10	90,000円以上112,000円未満	31,500	15,750	0	21,400	10,700	0
D 11	112,000円以上139,000円未満	34,200	17,100	0	23,000	11,500	0
D 12	139,000円以上170,000円未満	36,600	18,300	0	24,500	12,250	0
D 13	170,000円以上207,000円未満	39,100	19,550	0	25,800	12,900	0
D 14	207,000円以上251,000円未満	41,400	20,700	0	27,100	13,550	0
D 15	251,000円以上295,000円未満	43,600	21,800	0	28,600	14,300	0
D 16	295,000円以上340,000円未満	45,800	22,900	0	30,300	15,150	0
D 17	340,000円以上410,000円未満	48,000	24,000	0	31,600	15,800	0
D 18	410,000円以上490,000円未満	50,500	25,250	0	33,100	16,550	0
D 19	490,000円以上595,000円未満	53,000	26,500	0	34,700	17,350	0
D 20	595,000円以上700,000円未満	55,500	27,750	0	36,400	18,200	0
D 21	700,000円以上805,000円未満	58,000	29,000	0	36,800	18,400	0
D 22	805,000円以上1,000,000円未満	58,800	29,400	0	37,200	18,600	0
D 22	1,000,000円以上	58,800	29,400	0	37,200	18,600	0

備考 略

町田市保育運営費徴収条例新旧対照表(改正前)

第2条による改正

__部分は改正部分

別表(第3条関係)

徴収基準額表

(月額)単位：円

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(児童単位)									
		3歳未満児			3歳児			4歳以上児			
階層区分	定義	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B 1	A階層及びD階層を除く世帯で、前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B 2	ひとり親世帯等を除き、市町村民税非課税世帯	1,300	1,200	0	1,200	1,200	0	1,200	1,200	0	
C 1	ひとり親世帯等で、均等割のみ課税されている世帯	2,700	1,350	0	2,200	1,200	0	2,200	1,200	0	
C 2	ひとり親世帯等を除き、均等割のみ課税されている世帯	2,900	1,450	0	2,300	1,200	0	2,300	1,200	0	
C 3	ひとり親世帯等で、所得割が課税されている世帯	3,400	1,700	0	2,700	1,350	0	2,700	1,350	0	
C 4	ひとり親世帯等を除き、所得割5,000円未満の世帯	3,600	1,800	0	2,800	1,400	0	2,800	1,400	0	
C 5	ひとり親世帯等を除き、所得割5,000円以上の世帯	3,800	1,900	0	3,100	1,550	0	3,100	1,550	0	
D 1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯で、その所得税の額が右の区	3,000円未満	4,500	2,250	0	4,300	2,150	0	4,100	2,050	0
D 2	3,000円以上6,000円未満	6,600	3,300	0	5,700	2,850	0	5,500	2,750	0	
D 3	6,000円以上15,000円未満	9,700	4,850	0	7,200	3,600	0	6,900	3,450	0	

D 4	分に該当する世帯	15,000円以上30,000円未満	13,100	6,550	0	9,400	4,700	0	9,000	4,500	0
D 5		30,000円以上45,000円未満	15,700	7,850	0	11,200	5,600	0	10,700	5,350	0
D 6		45,000円以上60,000円未満	18,700	9,350	0	13,600	6,800	0	12,400	6,200	0
D 7		60,000円以上75,000円未満	21,400	10,700	0	15,200	7,600	0	13,900	6,950	0
D 8		75,000円以上90,000円未満	24,100	12,050	0	17,100	8,550	0	15,600	7,800	0
D 9		90,000円以上125,000円未満	27,600	13,800	0	19,200	9,600	0	17,500	8,750	0
D 10		125,000円以上166,000円未満	30,200	15,100	0	20,900	10,450	0	19,000	9,500	0
D 11		166,000円以上207,000円未満	32,600	16,300	0	22,500	11,250	0	20,500	10,250	0
D 12		207,000円以上251,000円未満	35,100	17,550	0	23,900	11,950	0	21,800	10,900	0
D 13		251,000円以上295,000円未満	37,400	18,700	0	25,400	12,700	0	23,100	11,550	0
D 14		295,000円以上340,000円未満	39,600	19,800	0	27,000	13,500	0	24,600	12,300	0
D 15		340,000円以上390,000円未満	41,700	20,850	0	28,600	14,300	0	26,000	13,000	0
D 16		390,000円以上490,000円未満	43,900	21,950	0	30,200	15,100	0	27,500	13,750	0
D 17		490,000円以上595,000円未満	46,400	23,200	0	31,900	15,950	0	29,000	14,500	0
D 18		595,000円以上700,000円未満	48,900	24,450	0	33,600	16,800	0	30,600	15,300	0
D 19		700,000円以上805,000円未満	51,400	25,700	0	35,400	17,700	0	32,200	16,100	0
D 20		805,000円以上	53,800	26,900	0	35,400	17,700	0	32,200	16,100	0

備考 略